

広島県告示第四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

広島市佐伯区五日市町大字石内字平旗五四七の一、五四九、五六三、五六五、五六八、五七八、字高地神六一七、字砂糖造甲六四七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅